

部、副本2部（敷地の境界から、300メートル以内に他の市町村の区域を含む場合はその市町村分の副本を追加する。）を提出するものとする。

イ 副本は知事が認める電子記録媒体で提出することができる。

(2) 市町村長意見の照会

ア 知事は、(1)アにより事業計画書^アの提出があったときは、市町村長に事業計画書^ア（副本1部）を送付するとともに、当該事業計画に関する意見を求めるものとする。

イ 市町村長は、アにより意見を求められたときは、地元住民等及び周辺住民の範囲等を定め、意見書（様式第2号）により知事に回答するとともに、その内容を事業計画者に通知するものとする。

ウ 市町村長は、8（1）に定める者以外の者についても同意を取得させようとするとき又は8（1）に定める者の一部若しくは全部の者の同意を不要とする取扱いとするとき（8（2）に該当する場合を除く。）は、イの通知を行う前に知事と協議して了解を得るものとする。

エ 市町村長は、イにより意見の内容を事業計画者に通知したあと、当該事業計画についての地元住民等に対する説明会の開催、8（1）で定める同意の取得を必要とする地元関係者（ウにより新たに同意の取得を必要とされた者を含む。以下、7内において同じ。）の範囲、土地利用計画との整合及び処理施設周辺の生活環境への配慮について事業計画者に対して指導するものとする。

オ 知事は、市町村長協議のうえ、自ら2（6）に該当すると主張する者を、地元住民等とすることができる。

カ 事業計画者は、市町村長の指導に基づき地元住民等に対する説明会を開催し、その結果を書面により市町村長に報告するものとする。

キ 事業計画者は、関係する法令等について知事及び市町村長の指導を受けるものとする。

ク 事業計画者は、市町村長からイによる通知を受けた後、8（1）で定める地元関係者の同意を書面（以下「同意書」という。）により取得しなければならない。

ケ 事業計画者は、地元住民等から事業計画書^アの閲覧の求めがあったときは、事業計画書^ア及び施設に関する書類等を閲覧させなければならない。

(3) 意見交換会の開催

ア 知事は、必要に応じて、自ら又は市町村長、事業計画者、地元住民等の請求により事業計画者と地元住民等との意見交換会を開催することができる。

イ 意見交換会は、知事が主催するものとする。

(4) 現地調査の実施

て関係法令手続報告書（様式第3号）を提出するものとする。

(ア) 3（1）に該当する場合にあっては、既に同意が取得されている処理施設の敷地内における同種類で、かつ、処理能力の増加を伴わない処理施設の設置の場合

(イ) 3（1）に該当する場合にあっては、設置の場所、種類、処理する廃棄物の種類、処理能力及び設備について過去になされた設置許可から変更がない処理施設の設置の場合

(ウ) 3（2）、（3）、（4）、（5）、（6）又は（7）に該当する行為の場合

イ 知事は、アにより事業計画概要書^イの提出があったときは、市町村長に事業計画概要書^イ（副本1部）を送付するとともに、当該事業計画に関する意見を求めるものとする。

ウ 市町村長は、イにより意見を求められたときは、地元住民等及び周辺住民の範囲等を定め、意見書（様式第4号）により知事に回答するとともに、その内容を事業計画者に通知するものとする。

エ 市町村長は、8（1）に定める者以外の者についても同意を取得させようとするとき又は8（1）に定める者の一部若しくは全部の者の同意を不要とする取扱いとするとき（8（2）に該当する場合を除く。）は、7（1）ウの通知を行う前に知事と協議して了解を得るものとする。

オ 市町村長は、ウにより意見の内容を事業計画者に通知したあと、当該事業計画についての地元住民等に対する説明会の開催、8（1）で定める同意の取得を必要とする地元関係者（7（1）エにより新たに同意の取得を必要とされた者を含む。以下、7内において同じ。）の範囲、土地利用計画との整合及び処理施設周辺の生活環境への配慮について事業計画者に対して指導するものとする。

カ 知事は、市町村長協議のうえ、自ら2（6）に該当すると主張する者を、地元住民等とすることができる。

キ 事業計画者は、市町村長の指導に基づき地元住民等に対する説明会を開催し、その結果を書面により市町村長に報告するものとする。

ク 事業計画者は、関係する法令等について知事及び市町村長の指導を受けるものとする。

ケ 事業計画者は、市町村長からウによる通知を受けた後、8（1）で定める地元関係者の同意を書面（以下「同意書」という。）により取得しなければならない。

コ 事業計画者は、地元住民等から事業計画概要書^イの閲覧の求めがあったときは、事業計画の概要及び施設に関する書類等を閲覧させなければならない。

(2) 意見交換会の開催

ア 知事は、必要に応じて、自ら又は市町村長、事業計画者、地元住民等の請求により事業計画者と地元住民等との意見交換会を開催することができる。

イ 意見交換会は、知事が主催するものとする。

(3) 現地調査の実施

知事は、(1)アにより事業計画書[〃]の提出があったときは、計画地の現地調査を行うものとする。この場合において、知事は、市町村長に協力を求めることができる。

(5) 調整状況調書の提出等

ア 事業計画者は、(2)クにより地元関係者の同意を取得した後、市町村長にその結果について説明するとともに、廃棄物処理施設の設置(変更・譲受け・借受け)に係る地元関係者等の調整状況調書(様式第3号。以下「調整状況調書」という。)正本1部及び副本2部を市町村長に提出するものとする。この場合において、調整状況調書には、それぞれ地元関係者の同意書の写しを添付するものとする。併せて、同意書の正本を提出するものとする。

イ 市町村長は、事業計画者から調整状況調書の提出があったときは、その内容を確認し、その旨を調整状況調書に記載のうえ、正本1部及び副本1部並びに同意書の正本を事業計画者に返戻するものとする。

ウ 事業計画者は、市町村長による調整状況調書の確認を受けた後、正本1部及び副本1部並びに同意書の正本を、知事に提出するものとする。

(6) 他法令・立地規制の確認・協議

ア 知事は、(1)アにより事業計画書の提出があったときは、別表に定める関係課に事業計画書を送付し、関係課から処理施設の立地規制等に係る確認(様式第4号)を受けるものとする。

イ 知事は、アの結果をまとめた他法令・立地規制意見書(様式第5号)を、事業計画者に送付するものとする。

ウ 事業計画者は、他法令・立地規制意見書の内容について、関係課と協議した結果を他法令・立地規制確認報告書(様式第6号)に記載し、調整状況調書の提出と同時に、知事に提出するものとする。

(7) 審査

知事は、事業計画書、調整状況調書及び他法令・立地規制確認報告書の内容を確認し、4に掲げる事項について適正と認めるときは、事前審査終了通知書(様式第7号)を事業計画者に送付するとともに、その写しに他法令・立地規制確認報告書の写しを添付し、市町村長及び(6)アで協議・調整が必要な旨を回答した関係課に送付するものとする。

知事は、(1)アにより事業計画概要書の提出があったときは、計画地の現地調査を行うものとする。この場合において、知事は、市町村長に協力を求めることができる。

(4) 調整状況調書の提出等

ア 事業計画者は、(1)ケにより地元関係者の同意を取得した後、市町村長にその結果について説明するとともに、廃棄物処理施設の設置(変更・譲受け・借受け)に係る地元関係者等の調整状況調書(様式第5号。以下「調整状況調書」という。)正本1部及び副本2部を市町村長に提出するものとする。この場合において、調整状況調書には、それぞれ地元関係者の同意書の写しを添付するものとする。併せて、同意書の正本を提出するものとする。

イ 市町村長は、事業計画者から調整状況調書の提出があったときは、その内容を確認し、その旨を調整状況調書に記載のうえ、正本1部及び副本1部並びに同意書の正本を事業計画者に返戻するものとする。

(5) 事業計画書の提出等

事業計画者は、市町村長に調整状況調書による確認を受けた後、廃棄物処理施設の設置(変更・譲受け・借受け)に係る事業計画書(様式第6号。以下「事業計画書」という。)及び他法令等の確認報告書(様式第7号。以下「確認報告書」という。)の正本1部及び副本25部を知事に提出するものとする。ただし、(6)ア、イ又はウに該当する場合には、正本1部及び副本2部を提出するものとする。

なお、事業計画書の正本には、(4)イにより市町村長の確認を受けた調整状況調書の正本を、また、事業計画書の副本には当該調整状況調書の写しをそれぞれ添付するものとする。

(6) 審査

知事は、事業計画者から事業計画書の提出があったときは、内容を審査したうえで、次に掲げる場合を除き、廃棄物処理施設調整会議(以下「調整会議」という。)を開催して当該事業計画の審査を行うものとする。この場合において、知事は事業計画者に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができるものとする。

ア 7(1)ア(ア)又は(イ)に該当する場合

イ 処理施設の改善若しくは軽微な変更を行う場合又は3(4)、(5)又は(6)に該当する行為を行う場合

ウ その他知事が特に認める場合

(7) 調整会議の結果

ア 知事は調整会議が終了したときは、その結果を事業計画者に通知するものとする。

イ 事業計画者は、アの通知により指示された事項があったときは、必要な措置を行い、その結果を書面により知事に報告しなければならない。

(8) 事前審査の終了

(8) 事前審査の手順

事前審査の基本的な手順は、別図のとおりである。

8 同意取得

(1) 同意取得の対象者

7 (2) エの同意の取得を必要とする地元関係者の範囲は、次のとおりとする。

- ア 周辺住民
- イ 処理施設の敷地に隣接する土地の所有者
- ウ 処理施設の排水等を放流する水路等の管理者

(2) 同意取得の取扱い

次に掲げる場合は、8 (1) で定める者の同意の取得は必要ないものとする。

ア 3 (6) で定める既に事前審査を受けた処理施設に係る敷地の拡張等の計画の変更であって、当該変更が処理施設の軽微な変更である場合には、拡張後の敷地を基準として8 (1) _____に該当する者のうち既に同意を取得している者

イ 処理施設を工業専用地域に設置する場合。ただし、8 (1) ウに定める者並びに当該工業専用地域外に存する8 (1) ア及びイに定める者については同意を取得するものとする。

ウ 公益上の理由などにより、市町村長がやむを得ないと認めたとき。

エ その他知事が別に定める場合

(3) 同意書の記載事項

同意書には、次の事項を記載しなければならない。

- ア 事業計画者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- イ 事業計画地の地番及び面積
- ウ 処理施設の種類
- エ 取り扱う廃棄物の種類

(4) 同意書には、同意者の住所及び氏名が自署されているか、又はその者の押印がされていなければならない。

9 事前審査の失効

市町村長から7 (2) イの意見書の提出があった日から起算して3年以内に、調整状況調書及び他法令・立地規制確認報告書の提出がない場合は、事業計画____書は取り下げられたものとみなす。

付 則

知事は、事前審査が終了したときは、その結果を事業計画者に通知するものとする。

(9) 事前審査の手順

事前審査の基本的な手順は、別図のとおりである。

8 同意取得

(1) 同意取得の対象者

7 (1) オの同意の取得を必要とする地元関係者の範囲は、次のとおりとする。

- ア 周辺住民
- イ 処理施設の敷地に隣接する土地の所有者
- ウ 処理施設の排水等を放流する水路等の管理者

(2) 同意取得の取扱い

次に掲げる場合は、8 (1) で定める者の同意の取得は必要ないものとする。

ア 7 (1) ア (ア) に該当する場合

イ 処理施設の改善又は軽微な変更を行う場合 (3 (4) に定める事業に係る行為を除く。)。ただし、3 (7) で定める既に事前審査を受けた処理施設に係る敷地の拡張等の計画の変更であって、当該変更が処理施設の軽微な変更である場合には、拡張後の敷地を基準として8 (1) ア及びイに該当する者 (既に同意を取得している者を除く。) から同意を取得するものとする。

ウ 処理施設を工業専用地域に設置する場合。ただし、8 (1) ウに定める者並びに当該工業専用地域外に存する8 (1) ア及びイに定める者については同意を取得するものとする。

エ 公益上の理由などにより、市町村長がやむを得ないと認めたとき。

オ その他知事が別に定める場合

(3) 同意書の記載事項

同意書には、次の事項を記載しなければならない。

- ア 事業計画者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- イ 事業計画地の地番及び面積
- ウ 処理施設の種類
- エ 取り扱う廃棄物の種類

(4) 同意書には、同意者の住所及び氏名が自署され____、その者の押印がされていなければならない。

9 事前審査の失効

(1) 市町村長から7 (1) ウの意見書の提出があった日から起算して3年以内に、事業計画書の提出がない場合は、事業計画概要書は取り下げられたものとみなす。

(2) 知事が7 (7) アの通知をした日から起算して6月以内に、事業計画者が同イの報告をしない場合は、事業計画書は取り下げられたものとみなす。

付 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領（平成9年茨城県告示第143号）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際現に旧産業廃棄物施設等の設置に係る事前審査要領の規定により、知事の審査を受けている者に係る事前審査については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要領は、平成18年11月17日から一部改正施行する。
付則（平成19年告示第1203号）
この告示は、平成19年10月1日から施行する。
付則
 - 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
 - 2 この告示の施行の際に現に7（1）アに定める事業計画概要書を提出している者に係る8（2）の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
付則
 - 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
 - 2 この告示の施行の際に現に7（1）アに定める事業計画概要書を提出している者に係る8（2）の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
付則
 - 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
 - 2 この告示の施行の際に、現に改正前の規定により事前審査を受けているものについては、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領（平成9年茨城県告示第143号）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際現に旧産業廃棄物施設等の設置に係る事前審査要領の規定により、知事の審査を受けている者に係る事前審査については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要領は、平成18年11月17日から一部改正施行する。
付則（平成19年告示第1203号）
この告示は、平成19年10月1日から施行する。
付則
 - 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
 - 2 この告示の施行の際に現に7（1）アに定める事業計画概要書を提出している者に係る8（2）の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
付則
 - 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
 - 2 この告示の施行の際に現に7（1）アに定める事業計画概要書を提出している者に係る8（2）の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

	関係課	所管法令等
1	政策企画部地域振興課	国土利用計画法、大規模土地開発事業の事前協議制度
2	政策企画部水政課	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例
3	県民生活環境部環境政策課	自然公園法、自然公園条例、自然環境保全法、自然環境保全条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、環境影響評価法、環境影響評価条例
4	県民生活環境部環境対策課	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例、湖沼水質保全特別措置法、霞ヶ浦水質保全条例
5	県民生活環境部資源循環推進課	土壌汚染対策法

6	防災・危機管理部消防安全課	消防法、石油コンビナート等災害防止法
7	産業戦略部技術振興局 技術革新課	採石法、砂利採取法
8	農林水産部農業政策課	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
9	農林水産部林政課	森林法
10	農林水産部林業課	森林法
11	農林水産部漁政課	漁業への影響に関すること
12	土木部検査指導課	再生砕石に関すること
13	土木部道路維持課	道路の使用に関すること
14	土木部河川課	河川法、海岸法、砂防法、地すべり防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
15	土木部都市局都市計画課	都市計画法
16	土木部都市局建築指導課	都市計画法、建築基準法、茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例
17	企業局施設課	水源地に対する影響等
18	教育庁総務企画部文化課	文化財保護法
19	県民生活環境部環境政策課 県央環境保全室	設置地が所管する区域である場合
20	県北県民センター環境・保安課	設置地が所管する区域である場合
21	鹿行県民センター環境・保安課	設置地が所管する区域である場合
22	県南県民センター環境・保安課	設置地が所管する区域である場合
23	県西県民センター環境・保安課	設置地が所管する区域である場合